

豊橋市次世代自動車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）を購入する者に対し、豊橋市次世代自動車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、次世代自動車を購入またはリース契約し、使用する個人、事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、次世代自動車の導入促進及び普及啓発を図り、もって、地球温暖化防止対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、内燃機関を併用するものを除いたものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電を可能としたハイブリッド自動車（エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって、自動車検査証の型式欄にハイブリッド自動車の識別番号が記載され、又はハイブリッド自動車である旨が記載されているもの）をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車をいう。
- (4) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。軽自動車にあつては、同法第59条の規定による新規検査を受けることをいう。
- (5) リース 借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しのことをいう。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象車両、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額については、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次項に規定する期限までに、補助金交付申請書兼請求書（様式第1）（以下「交付申請書兼請求書」という。）に次の書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (2) 車両本体価格が確認できる車両の購入費用に係る領収書等の支払いを示す書類の写し
- (3) 事業者にあつては申請者の現状が分かる登記の写し（個人事業者にあつては、直近年の確定申告書の写し）
- (4) リースにあつては、賃貸借契約書の写し

(5) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の規定による申請の期限は、次世代自動車の初度登録日の翌日から起算して2か月以内とする。ただし、天災その他のやむを得ない理由があると特に市長が認めるときは、この限りではない。

3 第1項の規定による申請は、会計年度にかかわらず、1申請者につき1回限りとする。

4 第1項の規定による申請は、1申請者につき1台とする。

5 第3項の規定にかかわらず、過去に補助金交付を受けた者は、次のいずれかの条件を満たした場合に限り、第1項の規定による申請をすることができる。

(1) 過去の次世代自動車購入補助金交付決定通知書に示した交付条件に定める使用の期間を経過した場合

(2) 前号の使用の期間を経過していない車両について、第9条第2項の規定による処分承認申請書の提出を行い、第11条の規定に基づき補助金を返還した場合

6 市長は、第1項の交付申請書兼請求書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、次世代自動車購入補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定をした後、交付申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて補助金を交付するものとする。

(使用の期間)

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象となった車両を4年間継続して使用しなければならない。なお、リースの場合も同様とする。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、前条に定める使用の期間内において、補助事業により取得した車両を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（以下「処分等」という。）

2 補助事業者は、前項に規定する処分等をする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第3）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で車両を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。この場合、処分日が分かる書類を添付しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項において、第 9 条第 2 項の規定により提出した処分承認申請書による場合は、第 8 条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 12 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第 16 条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(調査等)

第 13 条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。また、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(協力要請)

第 14 条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関するアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日以後に購入した電気自動車等から適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 1 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市電気自動車等購入補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成２８年４月１日以降の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電気自動車等購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第５は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成２８年３月３１日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(豊橋市電動バイク購入補助金交付要綱の廃止)

- 2 豊橋市電動バイク購入補助金交付要綱（平成２７年３月２７日決裁）は廃止する。

附 則（平成２９年３月２９日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定による豊橋市次世代自動車等購入補助金の交付は、平成２９年４月１日以降に同補助金に係る電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の初度登（電動バイクにあっては新車登録）をする者から適用し、同日前に購入した者については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月２８日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日以降の交付申請から適用する。

附 則（平成３１年３月２８日決裁）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２７日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年５月２５日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定は、令和２年６月１日以降の交付申請から適用する。

附 則（令和２年１２月２３日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第１－１、様式第１－２、様式第３、様式第５、様式第６は、改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和３年３月２９日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月２８日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市次世代自動車購入補助金交付要綱の規定に該当する事業者に貸与するリース事業者の場合は、改正後の要綱の規定にかかわらず、令和７年５月３０日まで、様式第１－２、様式第２を使用し申請することができる。

附 則（令和７年８月８日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市次世代自動車購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第１は、改正後の豊橋市次世代自動車購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表（第4条関係） 補助対象者等

補助対象者	1. 自ら使用する目的で購入またはリース契約する個人で、次に掲げる条件を満たすもの (1) 初度登録をする時点において市内に住民登録があり、かつ、居住している者 (2) 当該自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載される使用者であること (3) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者 (4) とよはしエコファミリー宣言に賛同し、エコファミリー登録に同意する者 (5) リース契約の場合、第8条に定める使用の期間以上賃貸借契約をすること 2. 事業に使用する目的で購入またはリース契約する事業者で、次に掲げる条件を満たすもの (1) 初度登録をする時点において市内に本社等を有している者 (2) 当該自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載される使用の本拠の位置が豊橋市内であること (3) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者 (4) リース契約の場合、第8条に定める使用の期間以上賃貸借契約をすること
補助対象車両 ※新車に限る	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車で、初度登録を受け、自動車検査証を取得する車両 ・国の補助事業における補助対象車両として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること
補助対象経費	車両本体価格 ※消費税及び地方消費税を含む ※車両本体価格から値引きがある場合は、値引き後の価格
補助金の額※	補助対象経費の5%
補助限度額	① 電気自動車（軽自動車） 30,000円 ② 電気自動車（軽自動車以外） 60,000円 ③ プラグインハイブリッド自動車 30,000円 ④ 燃料電池自動車 200,000円

※算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。